

物 件 調 査 書

物件番号 1201

所在地		徳島県徳島市川内町宮島錦野42番9					
住居表示							
現況地目及び面積等		宅地	163.97㎡			工作物	一式
						立木竹	—
登記簿記載事項	地番	42番9					
	地目	宅地					
	数量	163.97㎡					
接面道路の状況		北側 舗装市道 幅員約4.0m (法第42条第1項第1号道路)					
法令に基づく制限	建築基準法	市街化調整区域					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区	指定なし				
		建蔽率	70%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
		防火指定	指定なし				
	その他	建築基準法第22条 都市計画法第34条又は第43条 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項 都市再生特別措置法第88条、108条					
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理施設の概要	供給処理施設		配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり		無	
	公共下水道	接面道路配管	無	未定		未定	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定	
交通機関		—					
		バス 徳島市営バス 錦野団地前バス停の 北西方 約0.2km 徒歩3分					
公共施設		徳島市役所川内支所		川内南小学校		川内中学校	
参考事項	別紙（次頁）を参照してください。						

※ 物件調査書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎本地は、市街化調整区域内に存するため、建物の建築等に際しては、都市計画法第34条又は第43条の許可が必要です。（問い合わせ先：徳島市都市建設部建築指導課）

◎本地は都市機能誘導区域外、居住促進区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築や一定規模の開発行為等を行う場合は、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要になります。（問い合わせ先：徳島市都市建設部都市建設政策課）

◎本地は以前、国の宿舍敷地でした。

◎本地の上水道の引込みに当たっては、徳島市上下水道局と協議が必要なほか、前面道路埋設管所有者の同意が必要です。（問い合わせ先：徳島市上下水道局お客さまセンター給水装置係）

◎南側道路は水路にコンクリートブロック暗渠をしたものであり、敷地から当該水路への排水については、土地改良区の同意が必要となります。（問い合わせ先：川内土地改良区）

◎工作物一式の内訳は、囲障です。

◎敷地西側、南側の境界部にコンクリートブロック塀が設置されています。

◎東側隣接地（42番8）は更地（露天駐車場）ですが、本地との間に囲障は設置されていません。

◎西側隣接地（42番10）の樹木の枝葉が本地上に越境していますが、当事者間で確認書は交わしていません。

◎敷地西側のブロック塀の一部が北側市道に越境しているほか、西側隣接地（42番10）のブロック塀の基礎が本地に越境しており、当事者間で確認書を交わしています。詳しくは、徳島財務事務所管財課備付資料を閲覧してください。

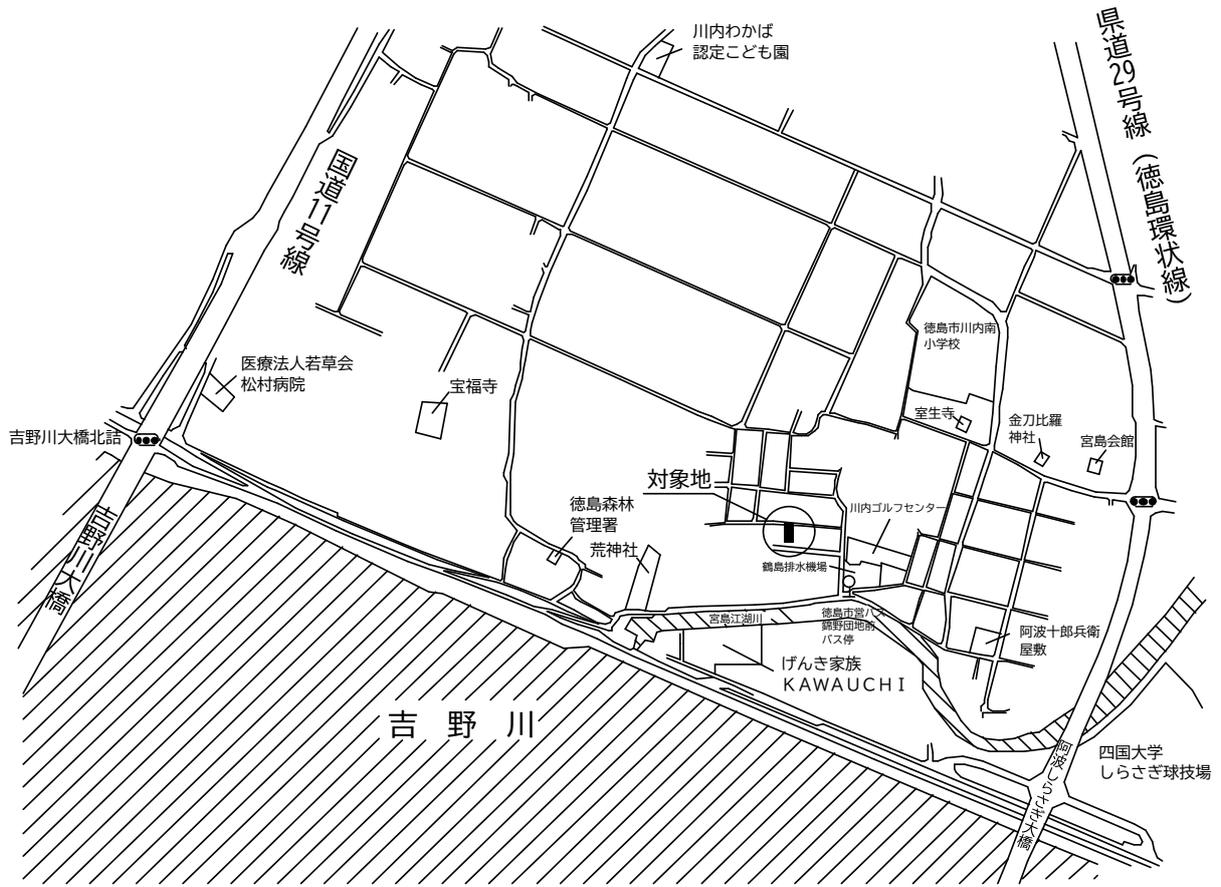
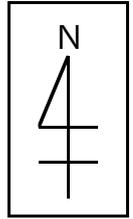
◎本地を含む周辺地域は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：徳島県危機管理部防災対策推進課県土強靱化担当）

◎本地を含む周辺地域は、徳島市により水防法に基づき、水害ハザードマップが作成されています。詳細については、徳島市危機管理局危機管理課にご照会ください。

◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

物件番号 1201

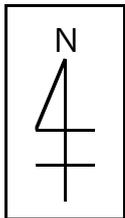
案 内 図



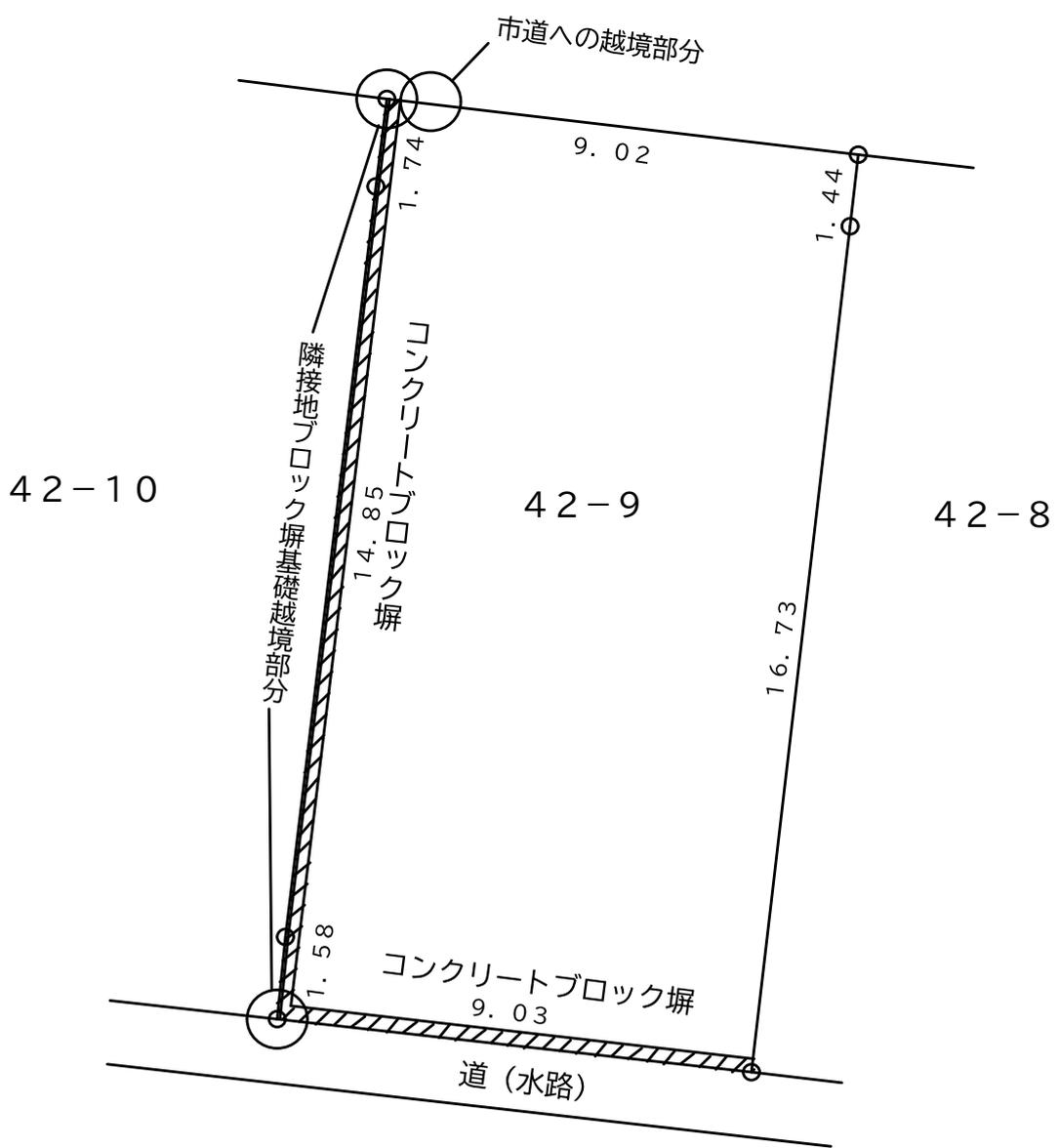
■ 売 払 物 件

※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

明 細 図



市道宮島錦野3号線 (幅員4.0m)



単位 : m

物件番号 1201

現 況 写 真

